入　札　説　明　書

（一般競争入札）

案　件　名

伝送機能付電子線量計

（備３２）

総務事務センター

平成27年10月13日

入札説明書項目

・入札手続について

・入札参加者心得

・入札保証金・契約保証金についての注意事項

・入札書及び記入例

・委任状及び作成例

・入札参加申請書

・仕様書

・仕様申立書作成要領

・仕様申立書

・物品購入証明書（履行証明）

・履行確認書（交付願）及び記入例

・物品売買契約書（案）

・誓約書

・入札日程表

入札手続について

本調達案件は　平成27年10月13日公告の伝送機能付電子線量計（備32）です。

入札説明会は行いません。入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書を熟知の上、入札をお願いします。
提出期限は厳守してください。

1　入札参加申請について

入札参加条件は公告に記しています。
入札参加希望者は入札参加申請書の提出が必要です。
入札参加条件に適合しない者、入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加することができません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送（書留郵便限定）	調達班※	10月21日（水）午後3時00分 （4(3)イ履行確認書も同時期）	別紙「入札参加申請書」	入札参加申請は、事業者の代表者又は競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状に記載された支店長・営業所長等の代理人（以下「代理人」という。）が行うこと。

2　質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面提出（FAX可）	調達班※	10月22日（木）午前12時00分	任意	・　入札方法等に関する一般的な質問は電話可 ・　回答は10月27日（火）午後1時00分に調達班で文書にて掲示

3　仕様申立について

伝送機能付電子線量計仕様書に基づき、仕様申立書を提出し承認を得る必要があります。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	10月29日（木）午前12時00分	別紙「同等品申請書」	・　仕様書を満たす証明として製品のカタログを添付のこと。 ・　承認不承認は、調達班から11月６日(金)までに通知。

4 委任状について

入札手続きは入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続きを受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	委任事項発生時	別紙「委任状」	別紙「委任状」記載例を参照のこと。

※調達班　福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁南棟1階）
〒812－8577　福岡市博多区東公園7－7
電話番号　092－643－3092
FAX　092－643－3109

5 入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ（1）により入札保証金を本県に納付していただきます。

ただし、（2）、（3）による場合は、入札保証金が免除されます。
（詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。）

（1）入札保証金を現金又は小切手等により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。
入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。
納付された入札保証金は入札終了後（落札者は契約締結後）に還付します。
なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。
万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

入札書の提出方法	入札保証金		提出様式	注意事項
	提出先	提出期限		
持参	調達班（持参に限る）	11月11日（水）午後3時00分	保証金等納付書（委任状は別紙「委任状」を使用のこと。	・小切手は銀行振出小切手（振出人及び支払人が同一金融機関であるもの）に限定。 ・調達班で準備している保証金等納付書（財務規則様式第144号）に必要事項を記入し、代表者印等を押印して納付のこと。 ・保証金等納付書の押印すべき印は、次のとおり。 ① 本県に登録している代表者印 ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ③ 4により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印
郵送		11月10日（火）午後3時00分		

（2）入札保証金を免除するため、入札保証保険証書を提出する場合

入札保証保険証書とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

<table>
<tr><th>提出方法</th><th>提出先</th><th>提出期限</th><th>提出様式</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td>持参</td><td rowspan="2">調達班</td><td>11月11日（水）
午後4時00分</td><td rowspan="2">（入札保証保険証書は原本であること。）</td><td>・　封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））入札保証保険証書在中」と朱書きのこと。</td></tr>
<tr><td>郵送（書留郵便限定）</td><td>11月10日（火）
午後5時00分</td><td>・　持参と同様の方法で封書にしたものを更に封書にし（二重封筒）、「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））入札保証保険証書在中」と朱書きのこと。</td></tr>
</table>

（3）入札保証金を免除するため、物品購入証明書等を提出する場合

物品購入証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する書類です。

調達班に契約実績がある場合には、物品購入証明書に代え、イにより履行確認書（交付願い）を提出してください。

ア　本県（調達班を除く。）若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）の物品購入証明書を提出する場合

<table>
<tr><th>提出方法</th><th>提出先</th><th>提出期限</th><th>提出様式</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td>持参</td><td rowspan="2">調達班</td><td>11月11日（水）
午後4時00分</td><td rowspan="2">（別紙「物品購入証明書」を参照のこと）</td><td>・　封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））物品購入証明書在中」と朱書きのこと。</td></tr>
<tr><td>郵送（書留郵便限定）</td><td>11月10日（火）
午後5時00分</td><td>・　持参と同様の方法で封書にしたものを更に封筒に入れ（二重封筒）、「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））物品購入証明書在中」と朱書きのこと。</td></tr>
</table>

イ　調達班に契約実績があり、履行確認書（交付願い）を提出する場合

<table>
<tr><th>提出方法</th><th>提出先</th><th>提出期限</th><th>提出様式</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td>持参</td><td rowspan="2">調達班</td><td rowspan="2">入札参加申請書の提出期限と同じ。</td><td rowspan="2">別紙様式「履行確認書（交付願い）」</td><td>・　契約年月日、案件名等の必要事項を記入のうえ提出のこと。</td></tr>
<tr><td>郵送（書留郵便限定）</td><td>・　持参と同様の方法で封書に「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））履行確認書（交付願い）在中」と朱書きのこと。</td></tr>
</table>

6 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

（1）主な注意事項

- 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可
- 入札書の日付は、調達班が入札参加確認通知書を発した日から提出期限である11月11日（水）(郵送の場合は11月10日（火））までの日付。（**開札日と間違わないこと。**）
- 日付がないものまたは日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意のこと。
- 委任状を提出する場合は、入札書の記名・押印は委任を受けた人の名前と印鑑（私印）であること。
- 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前と代表者等の印鑑であること。
- 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を参考のこと。特に、￥マークの横の入札金額、記名、押印がないもの、入札金額を訂正したものは無効であること。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の108分の100に相当する額を記載すること。
- 入札金額は、本体価格の外、輸送費、関税等納入引き渡しに要する一切の諸経費を含めたものであること。
- 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないこと。
- 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等（4により委任状で委任を受けた受任者を含む。）（以下「入札者」という。）を立ち会わせて実施
- 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあること。

（2）提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	11月11日（水） 午後4時00分	別紙様式「入札書（見積書）（請書）」	・ 封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））入札書在中」と朱書きのこと。
郵送（書留郵便限定）		11月10日（火） 午後5時00分		・ 持参と同様の方法で封書にしたものを更に封筒に入れ（二重封筒）、「11月12日開封（伝送機能付電子線量計（備32））入札書在中」と朱書きのこと。

7 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

（1）主な注意事項

- 本人確認のため、名刺を持参すること。
- 委任状のない受任者は立ち会い不可
- 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとすること。
- 落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行う。一回目の入札で有効な入札書を提出したものだけが2回目の入札に参加できるものとする。

（2）開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
福岡県総務部総務事務センター入札室（福岡県庁行政南棟1階）	11月12日（木） 午前10時30分	再度の入札の準備をしておくこと。

入　札　参　加　者　心　得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。

2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。

3　上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。

4　開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。

5　入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。

6　県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。

7　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　また、金額はアラビア数字で記入すること。

8　次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、２回目の入札に参加することはできない。

(1)　入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。

(2)　法令又は入札に関する条件に違反している入札。

(3)　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。

(4)　所定の場所及び日時に到着しない入札。

(5)　入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。

(6)　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の108＝税込金額）の１００分の５に達しない入札。

(7)　金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。

(8)　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

(9)　入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。

9　入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
　また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。

10　入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。

11　入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。

12　入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。

13　落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。

14　落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。

15　入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

（熟読をお願いします。）

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、**入札しようとする金額の100分の108（＝税込み金額）の5％以上**です。

この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、調達班にてお配りします。

入札保証金は、指定の納付日に納付されるようお願いします。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する。

保険金額は、**入札しようとする金額の100分の108（＝税込み金額）の5％以上**です。

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ 履行証明書を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの2件が必要です。

証明書は、他の支店・営業所が履行した契約のものでも問題ありません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の108（＝税込み金額）の、20％を超える同種の契約をいいます。

（例：100万円が入札金額の場合、契約希望金額が108万円となり、その20％となる21万6千円を超える契約(=216,001円以上)の実績が2件必要となります。）

様式は入札説明書中の「物品購入証明書」を参照のこと。

契約書の写しは履行証明の代わりになりません。　必ず履行証明書を提出してください。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
①　保証金納付	5％	10％
②　保証保険	5％	10％
③　履行証明	20％	20％

なお、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入 札 書（見 積 書）（請 書）

No. 備 32

￥

納期限	平成28年3月31日	納入先	仕様書による

品名	規格	数量	単価	金額	適要
伝送機能付電子線量計		1式			
合計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

年　月　日

福岡県知事殿

住所

氏名　　印

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　）

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。
この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1） 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3） 公正取引委員会が、同法第66条第1項に規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4） 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

８　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

（1）　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

（2）　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

（3）　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

（4）　第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

（5）　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

（6）　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

（7）　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

（8）　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊戯等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

９　前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

平成　　　年　　月　　日

福岡県知事殿

契約者住所

氏　　名　　　　　　　　　　　　印

備考　１　入札（見積）金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記入すること。

２　契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。

３　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に108分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

入　札　書（見　積　書）（請　書）

No.　備　32

￥　◎,◎◎◎,◎◎◎－　←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納期限	平成28年3月31日	納入先	仕様書による

品　　名	規格	数量	単価	金額	適要
伝送機能付電子線量計	○○○○○○○○○○○	1式	○○○○○○○	○○○○○○○	
合計					

承認された同等品で入札する場合、そのメーカー名、規格等を記入すること

入札参加資格者名簿に登載されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　年　　月　　日

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区○○○○○

氏名　●●●●●●（株）

代表取締役　△△　△△　（代表取締役印）

1　契約内容　上記のとおり　　↓これより下は記入しないこと

2　契約金額　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1）　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2）　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3）　公正取引委員会が、同法第66条第1項に規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4）　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入　札　書（　見　積　書　）（　請　書　）

No.　備　32

￥　◎，◎◎◎，◎◎◎－　←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納期限	平成28年3月31日	納入先	仕様書による

品　　名	規格	数量	単価	金額	適要
伝送機能付電子線量計	○○○○○○○○○○○	1式	○○○○○○○○	○○○○○○○○	
合計					

承認された同等品で入札する場合、そのメーカー名、規格等を記入すること

県外に本店がある法人で、支店が入札参加者名簿に登載されており、支店長以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　年　　月　　日

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区○○○○○

氏名　●●●●（株）福岡支店

支店長　△△　△△

代理人　■■　■■

代理人使用印

↓これより下は記入しないこと

1　契約内容　上記のとおり

2　契約金額　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1）　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2）　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3）　公正取引委員会が、同法第66条第1項に規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4）　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入　札　書（見　積　書）（請　書）

No.　備　32

￥　◎，◎◎◎，◎◎◎−　　←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納期限	平成28年3月31日	納入先	仕様書による		
品　　名	規格	数量	単価	金額	適要
伝送機能付電子線量計	○○○○○○○○○○○	1式	○○○○○○○○	○○○○○○○○	
合計					

承認された同等品で入札する場合、そのメーカー名、規格等を記入すること

代表取締役以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　　　年　　月　　日

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区○○○○○

氏名　●●●●●●（株）

代表取締役　　△△　△△

代理人　　■■　■■

代理人使用印

1　契約内容　上記のとおり　　↓これより下は記入しないこと

2　契約金額　￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1）　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2）　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3）　公正取引委員会が、同法第66条第1項に規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4）　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

委　任　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

(委任者)
住所
会社名
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名　　　　　　　　　　　印

(委任事項)
伝送機能付電子線量計(備32)
に係る以下の事務
1　入札及び見積に関する事務
2　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委　任　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住所
会社名
氏名　　　　　　　　**代表者印**　→㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　**代理人の私印**　→㊞
（シャチハタ印は不可）

（委任事項）
伝送機能付電子線量計（備32）
に係る以下の事務
１　入札及び見積に関する事務
２　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

１　資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取　締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担　当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
２　委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載し、委任者の○印は、本社の場合は代表者印（代表取締役印等）を、支店等の場合は支店長印等を必ず押してください。
３　代理人（入札担当者）氏名の後の○印には、代理人（入札担当者）が入札時に使用する印鑑を必ず押してください。

（様式第1号）

平成　　年　　月　　日

入札参加申請書

福岡県総務部総務事務センター課長　殿

事業者住所
事業者名
代表者名　　　　　　　　　実印
資格者番号※1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	伝送機能付電子線量計（備32）
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※2	AA ・ A
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成14年法律第154号） に基づく更正手続開始の申立ての有無	有　・　無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・入札保証保険契約・履行証明書 その他（　　　　　　　　）
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法第二条各号における 営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 （いずれかひとつに○をすること）
申請者の資本金額または出資の総額 ※3 （個人事業主は記入不要）	
申請者の常時使用する従業員の数（本店及び全ての支店等の合計数）	人

※1　競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。
※2　入札参加資格決定通知書に記載しています。
※3　増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏　　名	電話番号	FAX番号 （入札参加確認通知書送付先）

入札（見積）仕様書

No.備32

規格品質等は下記及び見本のとおりにつき
熟覧のうえ入札（見積）してください。

記

請求先	総務事務センター	納入場所	仕様書による	契約履行期限	平成28年3月31日

	品名	規格	数量	摘要
1	伝送機能付電子線量計 （備32）	① 伝送機能付電子線量計	式 1	
4		※詳細な仕様については別紙「伝送機能付電子線量計仕様書」及び「送信機能付電子線量計データ送信仕様」のとおり		
5				
6				
7		※運搬及び据付(機器調整を含む)に要する費用は業者負担とする。		
8		納入場所 別紙「伝送機能付電子線量計仕様書」による		
9				
		＊契約締結後、下記担当者と 打ち合わせをすること。		

摘要

契約担当者：総務事務センター　調達班　　河野　電話：092-643-3092

担当者：環境保全課　　田中　　　　電話：092-643-3360(内線3435)

伝送機能付電子線量計仕様書

平成２７年
福岡県

Ⅰ　一般仕様

1　品名

伝送機能付電子線量計

2　概要

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を機に、原子力災害対策指針が見直され、原子力施設から5～30kmの範囲について緊急時防護措置を準備する区域（以下、UPZとする。）が設定され、防護措置実施の判断基準（以下、OILとする。）に基づき避難や屋内退避等の判断が行われることされた。
OILによる防護措置の判断は実測データに基づいて行われるため、従来のモニタリングポストと併せて九州電力(株)玄海原子力発電所30km圏内の空間放射線量率を連続測定できる体制を整備するため、データ伝送機能付の電子線量計を7地点に整備するもの。

3　契約の範囲

契約の範囲は、機器の設計・製作、機器の納入、据付、配線作業（一次側電源配線含む）、通信回線の確立、調整に関する一切とする。また、整備に係る書類の作成及び設備の仕様に関する教育訓練の一切も含むこととする。

4　仕様書の解釈

この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上具備しなければならない事項、社会通念上必要とされる事項についてはこれを充足するものとする。

（1）仕様書の疑義

仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県担当者と協議するものとし、独断により実施ないものとする。県担当者と協議せずに一方的に解釈し、不都合を生じた場合は受注者の負担において、これを改めるものとする。

（2）議事録の提出

前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、県担当者に提出するものとする。

5　関連法令・準拠規格等

本仕様書に基づく設計、製作、調整、検査等は仕様書に定めるもののほか、次の関係法令及び規格に定めるところによるものとする。

ア　日本工業規格（JIS）

イ　日本電機工業会標準規格（JEM）

ウ　電気規格調査会標準規格（JEC）

エ　国際標準化機構規格（ISO）

オ　電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房電気通信室編集）

カ　その他関係法令及び関係規格

6　既設機器との接続

受注者は本装置と直接接続されるネットワーク機器との接続に際しては、不明の点は当該機器製造者等と協議のうえ、対処するものとする。

7　納入場所

納入場所は以下のとおりとする。

場所名	住所
福岡県庁	福岡市博多区東公園7-7
データセンター	県指定場所（福岡県内）
姫島局（姫島小学校）	糸島市志摩姫島976
小金丸局（志摩中学校）	糸島市志摩小金丸1836
深江局（二丈庁舎）	糸島市二丈深江1360
鹿家局（鹿家公民館）	糸島市二丈鹿家1771-1
福ノ浦局（福ノ浦漁港）	糸島市志摩芥屋3719-4
福井局（ゆらりんこ橋駐車場）	糸島市二丈福井4192-1
一貴山局（フォレストアドベンチャー）	糸島市二丈一貴山312-390

8　納品一覧

品名	数量	納入場所
線量計本体	8式	姫島局、小金丸局、深江局、鹿家局、福ノ浦局、福井局、一貴山局、福岡県庁（予備品）
データ処理装置	8式	姫島局、小金丸局、深江局、鹿家局、福ノ浦局、福井局、一貴山局、福岡県庁（予備品）
通信部	1式	※データの送受信上必要な箇所に設置
バッテリユニット	8式	姫島局、小金丸局、深江局、鹿家局、福ノ浦局、福井局、一貴山局、福岡県庁（予備品）
電光表示板	8式	姫島局、小金丸局、深江局、鹿家局、福ノ浦局、福井局、一貴山局、福岡県庁（予備品）
収納筐体	7式	姫島局、小金丸局、深江局、鹿家局、福ノ浦局、福井局、一貴山局

9　提出書類

受注者は契約締結後、以下の書類を文書及び電子ファイルとして提出するものとする。

提出書類名	提出時期
作業工程表、設計書、機器外形図	契約後、速やかに
検査・試験成績書	完成検査時
送信データ設定情報	完成検査時
打合せ議事録	その都度
取扱説明書	完成検査時
完成図書	完成検査時
その他県担当者が指定する書類	その都度

10　検査

本装置を構成する各機器について現地に搬入据付調整後、受注者立会いの上、完成を確認する検査を行う下記の検査を実施する。検査結果が不合格の場合、受注者の負担において指摘事項について改修するものとする。

ア　外観、員数検査

イ　機能検査（福岡県環境放射線テレメータシステムとの連接試験を含む）

ウ　連続動作検査（2時間以上）

11　検収

前項等の合格をもって検収とする。

12　納入期限

平成２８年3月３１日（木）とする。

13　保証

（1）保証期間

本装置の保証期間を、その翌会計年度末（平成29年3月31日）までとし、この間の故障は無償で修理をするものとする。

（2）不具合対応

受注者は、保証期間内に発生した故障、破損、変質、性能低下等の設計等の不具合が発生した場合は、速やかにこれを無償で修理若しくは、良品と交換するものとする。

Ⅱ　技術仕様

1　設計条件

（1）構造等の条件

装置を構成する各機器の製作に当たっては、長期間の使用に耐える構造とし、下記の条件を満足するものとする。

ア　優秀な材料を使用し、精密な加工を施し、十分な強度を有するものであること。

イ　点検修理お及び取り換えなどが必要になると予想される部品については、交換が容易であり、人体に危害を及ぼさないよう製作・配置されていること。

ウ　取扱上特に注意を要する箇所については、その旨を記入し表示すること。

エ　必要な部分に塗装を行い耐腐食対策を実施すること。

（2）周囲条件

各機器は次の環境条件で使用しても安定に動作するものとする。

ア　温度：-10°～+40℃

イ　湿度：35℃を基準とし、40%～90%RHで±20%

（3）電源条件

商用AC100V電源での駆動を基本とする。また、筐体内部に二次電池を備え、商用AC100V電源の供給が停止した場合に、1週間以上電力供給可能な容量を備えること。

受注者は送信機能付電子線量計への電気配線についても本契約の範囲内で行うこととする。

2　機器仕様

（1）検出器

ア　検出器種類

- Si半導体検出器を基本とする。

イ　測定対象及び測定エネルギー範囲

- 60keV～1.5MeVのγ線及びX線を測定可能であること。
- 検出器を地表1.0m高さに設置し、周辺地表面に一様に放射性物質が沈着した条件下での線量率及び積算線量を正確に測定可能であること。

ウ　測定範囲

- BG～10mSv/h（BG：0.01μSv/h程度）

エ　エネルギー特性

- 60keV～100keV未満　：-50%～30%
- 100keV～1.5MeV　　：-30%～30%
- 基準線源をCs-137とする。

オ　線量率特性

- 0.2μSv/h～10 mSv/hにおいて、±20%以内
- 基準線源をCs-137とする。

カ　方向特性

- 0°方向を基準とし、±60°の範囲において、±30%以内

キ　温度特性

- +20℃を基準とし、温度条件範囲内において、±20%

（２）データ処理装置

ア　測定項目

● 測定時間ごとの積算線量を測定できることとする。

● 積算線量の変化分から平均の線量率を計測するものとする。

イ　測定モード制御

● 平常時モードと緊急時モードの2種類の計測モードを備えるものとする。

● 平常時モードにおいては10分以内の周期において周期に測定日時、線量率を送信すること。

● 緊急時には1分若しくは2分周期で測定日時、線量率を送信すること。

● 緊急時モードへの切替は、福岡県環境放射線テレメータシステムから測定モード情報を取得して自動的に切替えを行うこと。

ウ　送信データ出力

● データ伝送のために通信部と適切に連携し、別紙「送信機能付電子線量計データ送信仕様」に定めるデータをパッケージにして出力できること。

＜データ項目（必須項目）＞

・観測局識別ID

・測定年月日

・測定時刻

・測定器の状態コード（調整中、故障、閾値オーバー等の状態を示すもの）

・データ種類（1分値、1時間値等の種別）

・線量率

・線量率単位（μSv/h、mSv/hの種別）

・積算線量

・積算線量単位（μSv、mSvの種別）

・緯度、経度

※データの種類及び形式については、受注後の検討の中で変更する可能性がある。

エ　記録

● 外部記録媒体へデータを保存するものとする。

● 平常時モードで2カ月以上、緊急時モードで2週間以上の容量を確保するものとする。

● 外部記録媒体に十分な空き容量がない場合には、古いデータから削除されるものとする。

オ　リトライ機能

● 通信回線の不良等で定時のデータ伝送が行われなかった場合、次回の送信機会において送信できなかったデータを自動再送信すること。

● 直近48時間の計測データを保持して再送信を行うこと。

カ　時刻補正機能

● 自動時刻合わせ機能を有すること。

キ　調整中判別機能

● 保守点検中の線源照射試験時の計測値等が、誤って送信されることのないよう、フラグ付与等による測定データの無効化機能を有すること。

（３）通信部

ア　伝送方式

- 地上携帯電話回線を使用するものとする。
- 敷設する回線の要領については、契約後、県担当者と協議のうえ決定するものとする。
- 回線整備に関わる事務手続きの一切については受注者が行うものとする。
- 平成２８年3月３１日までの利用料金を含む使用料の請求については受注者の負担とする。それ以降の使用料については県が負担する。

イ　既設のネットワークとの接続

- 既設の福岡県環境放射線テレメータシステムに別紙「送信機能付電子線量計データ送信仕様」に定めるデータを送受信することとする。
- 通信設定については福岡県環境放射線テレメータシステムの保守業者と協議を行うこと。
- 本契約の範囲は下図のとおりとする。
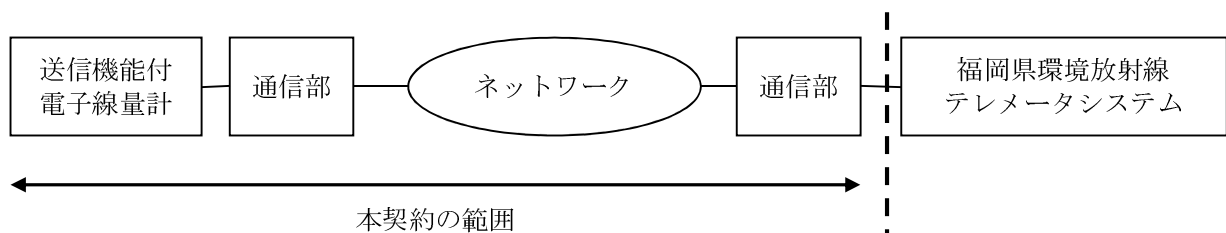
（４）バッテリユニット

ア　電池種別

- 長寿命型で温度変化による劣化の少ない蓄電池とする。

イ　電池容量

- 商用AC100V電源の供給が停止した場合に、1週間以上電力供給可能な容量とする。

ウ　重量

- 20kg以内のものとする。

エ　その他機能

- 商用AC100V電源が供給されている状態では、装置の駆動を行いつつ、バッテリユニットの充電が行われること。
- 商用AC100V電源が停止した場合には自動的に無遮断で内臓二次電池駆動に切り替わり、商用AC100V電源の供給が再開した場合には自動的に商用電源駆動に切り替わる機能を備えること。

（５）電光表示部

ア　表示形式

- 緊急時モードにおいてのみ、線量率の計測値を表示するものとする。
- 表示するデータは、低線量領域での電子線量計の検出誤差による値変動を緩和するため、10分値を基本とする。
- 0.01μSv/h~10mSv/hを表示できるものとする。μSv/hからmSv/hに単位を変更する際は、単位の表示を変えることとする。
- 表示するデータは、線量計及びデータ処理装置から10分値を取得するものとする。

イ　設置場所

- 収納筐体に設置することを原則とする。
- 視認性を確保するため、設置高さや日避けの設置等を考慮するものとする。

（6）収納筐体

ア　外観

- 線量計本体、データ伝送装置、バッテリユニットを内包するものとする。
- 筐体のサイズは縦1m×横1m以下とする。

イ　構造

- 外部気温の変動に対し、検出器本体温度を温度補償範囲内に維持できる構造とすること。
- 外部湿度の変動に対し、結露を生じにくい構造とすること。結露を生じた場合にも排水される構造とすること。
- 耐候性（耐熱性、耐寒性、耐紫外線性、耐塩害性、耐風性）、耐衝撃性及び防水性（IPX4以上）を有すること。
- 水平加速度1.0G、垂直加速度0.5Gの地震動に耐えること。

  （地震せん断係数Ci=0.2（Co=0.2、Z=Rt=Ai=1.0））
- 開口部を設けメンテナンスを容易に行える構造とし、防犯上の観点から施錠が可能なものとする。

ウ　設置条件

- 設置位置については県担当者と協議のうえ決定すること。
- 設置基礎は原則1.5m×1.5mを超えないものとする。
- 周辺の環境に応じてフェンス又は車止めを設けること。

3　特記事項

特に明記していない、ヒューズ、ランプ等の消耗部品については、2年分程度の消耗を見込み、あらかじめ納入すること。

別紙

送信機能付電子線量計データ送信仕様

1 概要
本書は、伝送機能付電子線量計における伝送仕様に関する仕様書である。

2 伝送方式
通信方式　：FTP（File Transfer Protocol ）
通信ポート(FTP_PORT)　：TCP/21（変更可能）
転送モード　：binaryモード
ユーザー(FTP_USERNAME)　：oil（変更可能）
パスワード(FTP_PASSWORD)　：xxxx（任意の文字列とする）

3 動作
3-1 伝送機能付電子線量計から伝送するファイル
伝送機能付電子線量計は以下の3種類のファイルを伝送することとする。

① 測定データファイル
ファイル名　：xxx_XXXXXXXXXXXX_yymmddhhmmss_n.dat
・測定データは1データ1ファイルで、測定間隔ごとにファイルを生成する。
・「xxx_XXXXXXXXXXXX」は、xxxが機器番号、XXXXXXXXXXXXがシリアル番号を示す。
・「n」（範囲：0~9）は、同一時刻データの区別のための番号です。以下に例を示す。
xxx_XXXXXXXXXXXX_140908123000_0.dat
xxx_XXXXXXXXXXXX_140908123000_1.dat

② イベントログファイル
ファイル名　：xxx_XXXXXXXXXXXX_yymmddhhmmss_n.log
・装置異常時に伝送するファイルで、異常発生のタイミングでファイルを生成する。
・「xxx_XXXXXXXXXXXX」は、xxxが機器番号、XXXXXXXXXXXXがシリアル番号を示す。
・「n」（範囲：0~9）は、同一時刻データの区別のための番号です。以下に例を示す。
xxx_XXXXXXXXXXXX_140908123000_0.log
xxx_XXXXXXXXXXXX_140908123000_1.log

③ 閾値オーバ通知ファイル
ファイル名　：OIL_1_OVER_nnn
・測定した線量率が、装置ごとに設定された閾値を超過した場合に生成する。

・「nnn」はシーケンス番号で、閾値オーバが発生するたびにインクリメントされる（輪番）

3-2 監視局から取得するファイル（メンテナンス用）

伝送機能付電子線量計は、監視局（福岡県環境放射線テレメータシステム）より以下のファイルを取得することができる。

① 伝送モードファイル

ファイル名　：xxx_MODE

・伝送機能付電子線量計の伝送モードを指定するためのファイル。モードファイルの内容により、測定データファイルを伝送する間隔を切り替えることができる。

　平常（初期値：10分伝送）としたい場合の書式　　　：NORMAL<CR><LF>

　緊急（初期値：2分伝送）としたい場合の書式　　　：URGENT<CR><LF>

・「xxx」は、xxxが機器番号を示す。

② コマンドファイル

ファイル名　：cmd.txt

・伝送機能付電子線量計のメンテナンスを行うためのファイル。通常は使用しない。

3-3 FTPサーバーディレクトリ構成例

伝送機能付電子線量計は、ファイルごとに伝送先のディレクトリを設定することとする。

以下に、FTPサーバのディレクトリ構成例を示す。

```
¥root  -  ¥OIL -  ¥over                     ：閾値オーバ通知ファイル用ディレクトリ
                -  ¥機器番号  -¥Data        ：測定データファイル用ディレクトリ
                               ー¥Log         ：イベントログファイル用ディレクトリ
                               ー¥Command     ：コマンドファイル用ディレクトリ
```

3-4 測定データファイルフォーマット

測定データファイルのフォーマットについて、以下に示す。

各パラメータはカンマ（0x2C）区切りとなる。

特に指定の無い項目について、文字コードはASCII 8ビットコードとする。

表１．伝送機能付電子線量計データフォーマット

パラメータ			数値範囲		
No	項目		フォーマット	最小	最大
0	日付時刻 YYYY/MM/DD hh:mm:ss		19 byte （数字記号）	2000/01/01_00:00:00	2099/12/31_23:59:59
1	測定時間	[秒]	6 byte （数字）	0	999999
2	経過時間	[秒]	6 byte （数字）	0	999999
3	線量率※1		7 byte （数字）	__0.00_	999.9__
4	線量率単位※2		5 byte （英字）	uSv/h	mSv/h
5	積算線量※3		7 byte （数字）	__0.00_	999.9__
6	積算線量単位※4		3 byte （数字）	uSv	Sv_
7	緯度 （ddmm.mmmmm）※5		10 byte （数字または、空白）	0	9999.99999
8	北緯／南緯※5		1 byte （英字または、空白）	N	S
9	経度 （dddmm.mmmmm）※5		11 byte （数字または、空白）	0	99999.99999
10	東経／西経※5		1 byte （英字または、空白）	E	W
11	装置名、ソフトウェアバージョン※5		20 byte （英数記号）	0	ZZZZZZZZZZZZZZZZZZZZ
12	機器番号※5		16 byte （英数記号）	000_000000000000	ZZZ_ZZZZZZZZZZZZ
13	移動平均線量率※1		7 byte （数字）	__0.00_	999.9__
14	移動平均線量率単位※2		5 byte （英字）	uSv/h	mSv/h
15	エラーコード※6		8 byte (0x30～0x3F)	0	????????

注）「_」はスペース(0x20)を示す。

注）行の最後に改行コード<CR><LF>が挿入される。

※1.合計7 byteの文字列は、整数部3桁＋小数点＋小数部3桁となる。
xxx.xxx
数値は下表のように保存されており、整数部と小数部の未使用箇所はスペース(0x20)が挿入される。

測定データ範囲	ファイル保存形式
0.00 μSv/h	0
0.01~99.99 μSv/h	0.01~99.99
100.0～999.9 μSv/h	100.0～999.9
1.000～9.999 mSv/h	1.000～9.999
10.00～99.99 mSv/h	10.00～99.99 （10.00を超えたらエラーコードにオーバーロードフラグがセットされる。）
99.99 mSv/h 超過	99.99
	（エラーコードにオーバーロードフラグがセットされる。）

※2.線量率単位は以下のとおりとする。

単位	ファイル保存形式
μSv/h	uSv/h （「μ」は、「u」と表現する）
mSv/h	mSv/h

※3.合計7 byteの文字列は、整数部3桁＋小数点＋小数部3桁となります。
xxx.xxx

数値は下表のように保存されており、整数部と小数部の未使用箇所はスペース(0x20)が挿入される。

測定データ範囲	ファイル保存形式
0.00 μSv	0
0.01~99.99 μSv	0.01～99.99
100.0～999.9 μSv	100.0～999.9
1.000～9.999 mSv	1.000～9.999
10.00～99.99 mSv	10.00～99.99
100.0～999.9 mSv	100.00～999.9
1.000～9.999 Sv	1.000～9.999
	（1.000を超えたらエラーコードにオーバーロードフラグがセットされる。）
9.999 Sv超過	9.999
	（エラーコードにオーバーロードフラグがセットされる。）

※4.積算線量単位は以下のとおりとする。

線量率単位	ファイル保存形式
μSv	uSv （「μ」は、「u」と表現します）
mSv	mSv
Sv	Sv_

※5.値が設定されていない、または取得できていない場合には、文字数分スペース(0x20)となります。
（緯度・経度情報の小数点部分も空白に置き換わります。）
緯度経度は世界測地系にて伝送される。

※6.エラーの内容とエラーコードのそれぞれのフラグの対応は下表のとおりです。なお、各バイトのbit4~7は固定となっている（bit4:1、bit5:1、bit6:0、bit7:0）。

		値：1	値：0
1バイト目	bit0	検出器通信異常	正常
	bit1	USBメモリ異常	正常
	bit2	GPS無効	有効
	bit3	SDメモリエラー	正常
2バイト目	bit0	RTC異常	正常
	bit1	伝送間隔（緊急時）	伝送間隔（平常時）
	bit2	調整中	通常
	bit3		予約（0固定）
3バイト目	bit0	線量率オーバーロード	正常
	bit1	積算線量オーバーロード	正常
	bit2	移動平均オーバーロード	正常
	bit3	閾値オーバ	正常
4バイト目	bit0	電源電圧低	正常
	bit1		予約（0固定）
	bit2		予約（0固定）
	bit3		予約（0固定）
5バイト目 ～ 8バイト目	bit0		予約（0固定）
	bit1		予約（0固定）
	bit2		予約（0固定）
	bit3		予約（0固定）

以下に、GPS無効とRTC異常の2つのエラーが同時に起こった場合のエラーコードを示す。

3-5 測定データファイル例

以下に、測定データファイルの例を示す。

ファイル名　　　　　: 001_000000R12435_150428084800_0.dat

ファイル内容　　　　:

```
2015/04/28 08:48:00,     120,     120,   1.077,mSv/h,  35.89 ,uSv,3604.78630,N,13916.23700,E,MSR-5000-1.0
,001_000000R12435,   1.077,mSv/h,<0800000
```

上記ファイルは、以下の内容を示している。

測定終了日時	: 2015/04/28 08:48:00
測定時間	: 120秒
経過時間	: 120秒
線量率	: 1.077 mSv/h
積算線量	: 35.89 μSv
緯度	: 北緯3604.78630
経度	: 東経13916.23700
装置名	: MSR-5000-1.0
機器番号	: 001
シリアル番号	: 000000R12435
移動平均線量率	: 1.077 mSv/h
ステータス	: GPS無効、SDメモリエラー、閾値オーバ

仕様申立書作成要領

１　目的

納入しようとする物品が、仕様書に示す各項目及び条件等に適合することを証明するものである。

２　作成方法

（１）仕様申立書

仕様申立書に申立年月日、事業者住所、事業者名等を記入押印し、納入予定機器のメーカー名・型番等を記入して提出すること。

仕様申立書は入札説明書に掲載しているものを参考にして入札者で作成すること。記入欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（２）「添付資料及び補足資料」

仕様申立書について、説明を行うものとして仕様明細を作成するとともに、補足資料として各機器の内容を確認できる資料等（製品仕様書、カタログ、価格表等）を必ず添付すること。

また、補足資料については、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付）、A4版とし、添付資料及び補足資料には、各機器ごとにインデックスを付し、重要な箇所にはマークをする等、分かりやすい表示にすること。

３　提出等について

（１）提出先

福岡県総務部総務事務センター調達班
福岡市博多区東公園７－７（行政南棟1階）
電話番号　０９２－６４３－３０９２

（２）提出期限

平成２７年１０月２９日（木）午前１２時００分

なお、提出された仕様申立書について確認を行い、不備が認めれらたときは受付をしない場合があるので、余裕を持って提出すること。郵送する場合は提出期限必着であること。

４　仕様申立書の承認

仕様申立書の審査終了後、入札参加の対象となるかどうかについて、総務事務センターから１１月６日（金）までに通知するものとする。

平成　　年　　月　　日

福岡県総務部総務事務センター課長　殿

申請者住所
申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

仕様申立書

伝送機能付電子線量計（備32）に係る入札に関し、納入予定の製品が下記のとおり仕様書を満たすことを申し立てます。

○　線量計本体（検出器）　8式

製造会社名・機器名		
機器及び付属品		
機能及び要件	①　検出器種類	
	②　測定対象及び測定エネルギー範囲	
	③　測定範囲	
	④　エネルギー特性	
	⑤　線量率特性	
	⑥　方向特性	
	⑦　温度特性	

○　データ処理装置　8式

製造会社名・機器名		
機器及び付属品		
機能及び要件	①　測定項目	
	②　測定モード制御	
	③　送信データ出力	
	④　記録	
	⑤　リトライ機能	
	⑥　時刻補正機能	
	⑦　調整中判別機能	

○　通信部　1式

製造会社名・機器名		
機器及び付属品		
機能及び要件	①　伝送方式	
	②　既設ネットワークとの接続	

○　バッテリユニット　8式

製造会社名・機器名		
機器及び付属品		
機能及び要件	①　電池種別	
	②　電池容量	
	③　重量	
	④　その他機能	

○　電光表示板　8式

製造会社名・機器名		
機器及び付属品		
機能	①　表示形式	
件及	②　設置場所	
び		
要		

○　収納筐体　7式

製造会社名・機器名		
機器及び付属品		
機能及び要件	①　外観	
	②　構造	
	③　設置条件	

<u>※カタログ等、仕様が確認できる資料を添付すること。</u>

※この様式を利用するか、参考にして作成すること。

物品購入証明書

契約年月日 納　期　限	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考

納 入 者 住 所

商 号 及 び 営 業

代　表　者　名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

履 行 確 認 書 （ 交 付 願 ）

<table>
<tr><td>契 約 年 月 日
履 行 期 限</td><td>案　　件　　名</td><td>契約金額（円）</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>平成　　年　　月　　日
平成　　年　　月　　日</td><td></td><td>￥</td><td></td></tr>
<tr><td>平成　　年　　月　　日
平成　　年　　月　　日</td><td></td><td>￥</td><td></td></tr>
</table>

納入者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号及び営業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する入札案件名 （ 伝送機能付電子線量計（備32） ）

入札参加申請書の提出期限までに提出してください。

（総務事務センター調達班用）

履 行 確 認 書 （ 交 付 願 ）

契約年月日 履行期限	案　　件　　名	契約金額（円）	備考
平成〇〇年 〇月〇〇日 平成〇〇年 〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	￥　〇，〇〇〇，〇〇〇	備〇〇
平成〇〇年 〇月〇〇日 平成〇〇年 〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	￥　〇，〇〇〇，〇〇〇	備〇〇

整理番号が分かる場合は記載して下さい。

納入者住所　**福岡市〇〇区〇〇丁目　〇〇－〇〇**

商号及び営業所　**株式会社〇〇〇〇**

代表者名　**〇〇　〇〇**

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する入札案件名　（伝送機能付電子線量計（備32））

入札参加申請書の提出期限までに提出してください。

（総務事務センター調達班用）

物品売買契約書

物品の売買に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（売買）
第１条　受注者は、別表１に掲げる物品（以下「物品」という。）を発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受ける。
（物品の数量等）
第２条　物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表１のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表２のとおりとする。
（検査）
第３条　受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。
（代金の支払）
第４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。
２　発注者は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。
（部分払）
第５条　発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。
（取替え又は補修）
第６条　納入した物品が、12か月以内に発注者の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、発注者は受注者に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。
２　受注者は、発注者から前項の要求があったときは、受注者の費用で、発注者の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。受注者がこれを行わないときは、発注者はこれを代行し、その費用は受注者が負担する。
（遅滞損害金）
第７条　発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。
２　前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、１年につき未納部分の代金の73.0パーセントに相当する金額とする。
（納期の延期）
第８条　発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。
（契約の解除）
第９条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
(1)　履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
(2)　天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
(3)　受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
(4)　履行に関し不正の行為があると認めたとき。
２　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第１項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第７項又は同法第52条第５項の規定により確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第50条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第５項又は同法第52条第５項の規定により確定したとき。
(3)　公正取引委員会が、同法第66条第１項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第２項の規定により審判請求を棄却したとき。
(4)　受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96 条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
(3)　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（違約金）

第10条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

２　前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（賠償の予定）

第10条の２　前条の規定にかかわらず、受注者は、第９条第２項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（補　則）

第11条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところによる。

（協　議）

第12条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　福岡県

代表者　　福岡県知事　　　　小川　洋

受注者　　住　所（事務所の所在地）

氏　名（会社の名称及び代表者名）　　　　　　　　　　　　印

別表１

物品名	伝送機能付電子線量計（備３２）
数量	仕様書のとおり
契約金額 （うち取引に係る消費税及び地方消費税）	￥＿＿＿＿＿＿＿＿ （　￥＿＿＿＿＿＿＿　）
履行期限	平成28年3月31日
履行場所	仕様書のとおり
契約保証金	財務規則第170条により免除するほかこれを徴する
その他	

備考　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額の108分の8を乗じて得た額（１円未満切捨て）を内数で記入すること。

別表２

物品の規格	
物品の構造	
物品の形状	
物品の寸法	
製作会社名	
その他	

（物品）

（表）

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。
なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　物品売買契約書第９条第３項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※　上記１の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

（裏）

暴力団排除条項各号の解釈につい

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催する パーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜物品売買契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第9条

1～2略

3　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第10条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2　前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

入札日程表

（備32） 納入場所 納期限			伝送機能付電子線量計 仕様書による H28年3月31日
10月	1	木	
	2	金	
	3	土	
	4	日	
	5	月	
	6	火	
	7	水	
	8	木	
	9	金	
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	公告･入札説明書の配布開始
	14	水	
	15	木	
	16	金	
	17	土	
	18	日	
	19	月	
	20	火	
	21	水	入札参加申請書の提出〆切～15:00
	22	木	質問受付〆切～12:00
	23	金	
	24	土	
	25	日	
	26	月	
	27	火	質問回答の掲示　13:00～
	28	水	
	29	木	仕様申立書の受付〆切　～12:00
	30	金	
	31	土	
11月	1	日	
	2	月	
	3	火	
	4	水	
	5	木	
	6	金	仕様申立書承認等通知期限
	7	土	
	8	日	
	9	月	
	10	火	（入札書を郵送する場合）入札保証金の納付～15:00
			（郵送による）入札書提出〆切～17:00
	11	水	（入札書を持参する場合）入札保証金の納付～15:00
			（持参による）入札書提出〆切～16:00
	12	木	開札　10:30～　総務事務センター入札室
	13	金	